

報告第4号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減の専決  
処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成31年2月12日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減の専決  
処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定され  
た契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定  
により報告する。

記

- |           |   |               |
|-----------|---|---------------|
| 1 件名及び契約名 | 平成29年第2回杉並区議会定例会において議案第46号<br>により議決を得た「杉並区立桃井第二小学校改築及び併設<br>1 施設建設空気調和設備工事」 |               |
| 2 金額の変更   | 議決を得た契約金額   | 金341,280,000円 |
|           | 変更後の契約金額  | 金343,165,821円 |
|           | 契約金額の増額   | 金1,885,821円   |
| 3 変更理由    | 工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変<br>更の必要が生じたため。                                   |               |
| 4 専決処分年月日 | 平成31年1月17日  |               |